

7 eLTAX（エルタックス／電子申告）について

給与支払報告書の提出はeLTAX（エルタックス／電子申告）を御利用ください。

給与支払報告書について、税務署への源泉徴収票をe-Taxまたは光ディスク等による提出が義務付けられた事業所は、市区町村に提出する給与支払報告書についても、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務付けられました。

<eLTAXによる提出>

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用し、インターネットを通じて給与支払報告書等を提出する場合は事前の準備と登録等の手続きが必要です。

《eLTAXに関する問合わせ先》

電話 0570-081459（ハイシンコク）
ホームページ <http://www.eltax.jp/>

<光ディスク等による提出>

光ディスク等（熊本市では、FD、MO、CD、DVDでの提出を受付）で給与支払報告書等を提出する場合は、事前に申請書を提出のうえ、熊本市長の承認を得る必要があります。

《光ディスク等による提出の問合わせ先》

問合わせ先 熊本市 市民税課
電話 096-328-2181
ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

電子データによる提出時のお願い

○ 提出の際は、なるべく早めの提出に御協力ください。
（データ不備の場合、再提出をお願いする場合がございます。）

○ eLTAXまたは光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収申請書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、普通徴収項目に「1」を入力（PCdesk利用の場合は普通徴収を選択）し、**必ず摘要の項目に該当する略号（A～E）または略語（4ページの普通徴収申請書の記載内容を参照）を入力いただきますようお願いします。略号（語）の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。**

○ 電子データで給与支払報告書を提出される場合は**重複して紙での提出はされませんよう、御注意ください（総括表も同様です）。**

○ 電子データで提出される場合は、前職分の給与と社会保険料等の額を入力する項目がありますので、当該項目に必ず入力してください。

8 給与支払報告書を提出した後に退職や転勤等があった場合

令和2年（2020年）度給与支払報告書を提出した後に、退職・休職・転勤・転職等の異動が生じ、**令和2年（2020年）6月から個人住民税の特別徴収ができなくなる場合は、令和2年（2020年）4月15日（水）までに下記の表に従って「給与所得者異動届出書」を提出してください。**提出が遅れると、**在籍していない方の特別徴収税額決定通知書が届くことになりますので必ず期限内に御提出をお願いします。**

<異動届の提出先について>



※「給与所得者異動届出書」の様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。

※年末調整終了後に、従業員の方に住所変更があった場合など、他市町村に提出すべき給与支払報告書を誤って熊本市に提出された場合については、「給与支払報告書誤届届」を提出し、給与支払報告書を正しい市町村へ改めて提出してください。

9 従業員等のみなさまへお知らせください

合計所得金額（給与所得控除後の金額）が1,000万円を超える方は

税制改正に伴い、合計所得金額（給与所得控除後の金額）が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。そのことにより、配偶者の方が所得・課税証明書を取得する際に、市民税・県民税申告書の提出が必要になる場合があります。詳しくは1頁の「4 熊本市の提出先及び問い合わせ先」にお問い合わせください。

給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方は

確定申告をする際に、確定申告書第2表の「住民税に関する事項」欄に申告することにより、給与・公的年金等以外に係る住民税については、個人での納付（普通徴収）を希望することができます（ただし、給与所得に係る分については給与からの特別徴収です）。

※徴収方法の選択について記入がない場合は、すべて給与からの特別徴収となります。

※その他、該当する項目について記入がない場合は、住民税の適用を受けることができない場合がありますので御注意ください。

同配 生 計 者	氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	別 居 の 場 合 の 住 所	給与 引 き	給与 引 き
住 民 税				・ ・			
				平 ・ ・			
				平 ・ ・			
				平 ・ ・			
配偶に関する 住所別の情報		円 配偶者の 特 別	円 配偶者 控 除 額	円 専業主婦 控 除 額	円 別居の 住 所	円 市 区 町 村	円 市 区 町 村

10 令和元年分給与所得の年末調整説明会について（全4回）

下記日程で開催の年末調整説明会において、給与支払報告書の提出方法について詳しく説明いたします。お越しの際は、この手引き等を御持参の上、公共交通機関にて御来場いただきますようお願いいたします。

対 象 者	指 定 日 時	会 場
熊本市西税務署管内の源泉徴収義務者 熊本市中央区（上通町・下通・安政町・出水・水前寺を除く）の方	11月19日（火） 10時～12時	市民会館シアーズホーム夢ホール （熊本市市民会館） 【中央区桜町1番3号】
熊本市西税務署管内の源泉徴収義務者 熊本市西区・南区の方	11月19日（火） 14時～16時	
熊本市西税務署管内の源泉徴収義務者 熊本市北区・中央区（上通町・下通・安政町・出水・水前寺）の方	11月20日（水） 10時～12時	
熊本市東税務署管内の源泉徴収義務者 熊本市東区・上益城郡の方	11月20日（水） 14時～16時	

2 給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について（お願い）

事業者の皆様へ

熊本市市民税課

日頃から、本市の税務行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地方税法の規定により、1月1日現在において所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）は、前年中に給与の支払いをしたすべての者（給与所得者）について給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日における住所地の市町村長に提出しなければならないとされています。

また、熊本県と県内市町村は、所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収の完全実施に取り組んでおります。

給与支払報告書は、個人住民税の税額計算の基礎となる大切な書類ですので、この手引きを御覧いただき、**令和2年（2020年）1月31日（金）**までに御提出ください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、給与支払報告書については、法人番号及び個人番号の記載が必要となります（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）平成28年1月1日施行）。

短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与をお支払いになったすべての方について給与支払報告書を御提出いただき、特別徴収の実施をお願いいたします。なお、乙欄給与として提出される方も、毎月給与の支給がある場合は特別徴収の対象となりますので、重ねて御理解と御協力をお願いします。

給与支払報告書提出の際はぜひ**eLTAXを御利用ください（詳細5頁参照）。**

1 提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得者（従業員等）の**令和2年（2020年）1月1日現在における住所地**の各市町村に提出してください。中途退職者につきましては、退職時の住所地の各市町村に提出をお願いします。
※実際に居住している住所と、住民票の住所が異なる方がいる場合は、住民票の異動手続きを行うよう御説明ください。

2 提出対象者

熊本市では、平成31年（2019年）1月から令和元年（2019年）12月までに**給与等を支払った方全員**について、支払額の多少にかかわらず御提出をお願いしています。 ※給与支払額が2,000万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告をされる方についても給与支払報告書の提出が必要です。必ず御提出ください。

3 提出期限

給与支払報告書の提出期限は、令和2年（2020年）1月31日（金）です。

受付は、随時行っております。期限直前は混み合いますので、**早めの提出に御協力ください。**
区ごと（中央・東・西・南・北）に分けずに、市内全域分を1枚の総括表でまとめて御提出ください。

4 熊本市の提出先及び問い合わせ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 市民税課

（096）328-2111（代表）（096）328-2181（直通）

直接持参される場合は、熊本市役所2階まで

（給与支払報告書受付窓口 8:30～17:15）

ホームページ

熊本市 給与支払報告書 検 索

ホーム > くらし・環境 > 個人市民税・県民税
> 令和2年度（2020年度）
給与支払報告書の提出について



給与支払報告書の詳しい記入方法については、国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」又は、国税庁ホームページを御覧ください。

5 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の記入について

総括表について

◆受給者総人員

令和2年(2020年)1月1日現在で給与の支払いを受けている者の総人員(前年中の退職者を除く)を記入してください。

※熊本市外の受給者も含めた事業所の総人員になります。

◆報告人員

熊本市へ給与支払報告書を提出する人員(退職者を含む)を延べ人数で記入してください。

※個人別明細書の枚数と報告人員の数が一致するか確認してください。

◆訂正が生じた場合

提出後に内容に訂正が生じた場合は、総括表の備考欄及び個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と朱書きして、再度提出してください。

【提出方法について】

- 必ず熊本市作成の総括表を添付して御提出ください。
- 税理士事務所等に事務を依頼される場合は、熊本市作成の総括表をお渡しください。
- 個人別明細書は、熊本市の場合は1人につき1枚御提出ください(副本は不要です)。

総括表

特別徴収分

普通徴収申請書

普通徴収分

※必ずこの順番に並べて御提出ください。

★記載例を参考に記入されているか、チェック ☒ してみましょう!

① 住所・氏名欄・個人番号 ☐

氏名にはフリガナをつけ、個人番号を記入してください。令和2年(2020年)1月1日現在の住所について区名・町名・番地・アパート名・部屋号数等まで詳しく記入してください。

② 住宅借入金等特別控除 ☐

住宅借入金等特別控除対象の方は、住宅借入金等特別控除可能額及び居住開始年月日を和暦で記入してください。また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「(特)」を記入してください。記入がないと非該当として扱います。

摘要欄

③ 前職(他社)分を合算した場合 ☐

前職(他社)分の給与支払額を含めて年末調整した場合は、必ずその支払者名と住所、合算した給与支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額を記入してください。なお、電子データで提出される場合は、前職分の給与や社会保険料等の額を入力する項目がありますので、当該項目に必ず入力してください。※中途就職の方で、自社分給与のみの報告の場合には、「前職なし」と記入してください。※記入がない場合は、前職分を含んでいないものとして取り扱います。

④ (源泉・特別)控除対象配偶者・扶養親族・個人番号 ☐

(源泉・特別)控除対象配偶者と扶養親族の続柄と氏名・個人番号を記入してください。配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲が変更になっています。詳しくは年末調整のし方を御覧ください。

⑤ 国民年金保険料等の金額 ☐

社会保険料控除を受けた国民年金保険料等の金額を記入してください。

⑥ 16歳未満扶養親族 ☐

人数を記入し、16歳未満の扶養親族欄に名前を記入してください。※扶養している人数が個人住民税の非課税限度額等の算定に関わるため、必ず両方(人数・名前)記入してください。

⑦ 事業所の法人番号又は個人番号 ☐

支払いをする事業所の法人番号または個人番号を記入してください。

⑧ 受給者生年月日 ☐

給与受給者の生年月日は必ず記入してください。

⑨ 中途就・退職 ☐

平成31年(2019年)又は令和元年(2019年)中に、中途就職または退職された場合は、いずれかの欄に○印を付け、その年月日を記入してください。退職予定の場合は、日付を摘要欄に記入してください。(記入がないと退職者でも在職者扱いとし、特別徴収になる場合があります。)

⑩ 生命・地震保険料支払額 ☐

生命保険料控除、地震保険料控除に該当する方については、必ず支払金額の記入をお願いします。※所得税と個人住民税では控除額の計算方法が異なりますので、支払金額の記入がないと正しく控除を受けられない場合があります。

整理番号

特別徴収税額決定通知書は、個人別明細書の提出順での印字となります。印字順の希望がある場合は、必ずその順に並べて御提出ください。なお、電子データで提出される場合も同様に、提出順での印字となります。

6 普通徴収申請書について

○下記略号A～Eの特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、必ず「普通徴収申請書」に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない略号または略語を記入して御提出ください。
※提出がない場合は特別徴収対象者として取り扱います。



特別徴収できない理由(普通徴収申請理由)

略号	理由	内容	略語
A	退職者又は退職予定者(3月末迄)	平成31年(2019年)又は令和元年(2019年)中の退職者、令和2年(2020年)3月末までに退職予定の方。 ※4月以降の退職については、退職後に異動届を出してください。	・退職予定 ○年○月○日 ※退職者は中途就退職欄に日付を記入してください。
B	他の事業所で特別徴収の方	他の事業所で支給される給与から市・県民税が特別徴収されている方(他事業所で特別徴収されていることを確認の上御記入ください。)	・他事業所特徴
C	毎月給与の支給がない方(休職含む)又は給与が少額の方	・給与の支払いが年間4回など、毎月給与の支給がない方(アルバイト等についても、毎月支給がある方は特別徴収となります。) ・給与が少なく(年間支給額96万5千円以下)税額が引けない方。	・給与年○回払い ・毎月無し ・給与少額 ・休職者
D	個人事業者の事業専従者	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の支払いを受ける同一生計の親族の方は普通徴収できることとしています。	・事業専従者 ・専従者
E	受給者総人員が2人以下	令和2年(2020年)1月1日現在において、熊本市以外の受給者も含め総人員2人以下の事業所については、普通徴収できることとしています。	・2人以下

eLTAX・光ディスク等での御提出の際も、摘要欄に略号または略語を入力してください。

- ※ 略号A～Eまたは略語以外の理由では、普通徴収は認められません。また、A～Eの略語で申請されたとしても、普通徴収理由に該当しないと判断された場合は、特別徴収となる場合があります。
 - ※ 毎月の給与支給がある場合は、いずれかの事業所(原則としては支払額が高い方)で特別徴収となります。
- 熊本県等の入札参加資格申請に必要な特別徴収実施確認書を提出した事業所については、D・Eに該当する場合でも特別徴収を実施していただきます。